

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」

第 15 条の 1 および第 15 条の 2 の改正について

国家院により採択

2024 年 10 月 29 日

連邦院により承認

2024 年 11 月 6 日

第 1 条

2002 年 7 月 25 日付連邦法第 115-FZ 号「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」（ロシア連邦法令集、2002 年、第 30 号、掲載番号 3032；2014 年、第 16 号、掲載番号 1831；第 48 号、掲載番号 6638；2016 年、第 1 号、掲載番号 85；2018 年、第 53 号、掲載番号 8454；2019 年、第 30 号、掲載番号 4134；第 31 号、掲載番号 4416；2020 年、第 6 号、掲載番号 595；第 50 号、掲載番号 8057；2021 年、第 27 号、掲載番号 5102；2022 年、第 29 号、掲載番号 5324；2023 年、第 25 号、掲載番号 4404；第 29 号、掲載番号 5334；2024 年、第 33 号、掲載番号 4949）に以下の改正を加える：

1) 第 15 条の 1：

a) 第 2 項：

第 1 段落を以下の文言とする：

「2. 本条第 1 項第 1 号に記載のある証明書は、ロシア連邦政府が定める外国語としてのロシア語、ロシア史、ロシア連邦の法令基盤に関する試験を実施する国家機関のリスト（以下、「リスト」）に記載されている国家機関が、ロシア連邦領内またはロシア連邦国外において、前記の試験に合格した外国市民に対し交付する。リストへの国家機関の記載は、高等教育領域における国家政策および規範的・法的規制の策定および実現に係る機能を遂行する連邦執行権力機関の提言に基づき、内務領域における連邦執行権力機関、および外国語としてのロシア語、ロシア史、ロシア連邦の法令基盤に関する試験の実施と外国市民への証明書の交付に対する必須要件の順守に係る連邦国家監督（監査）領域における規範的・法的規制機能を遂行する連邦執行権力機関との調整をもって、ロシア連邦政府がこれを実施する。」；

第 2 段落の文言「組織のリスト」を、文言「リスト」に置き換える；

第 3 段落を以下の文言とする：

「リストへの国家機関の記載の手順および基準、リストの運用規定、リストからの国家機関の除外の手順および根拠は、ロシア連邦政府がこれを承認する。」；

b) 第 3 項第 1 段落の文言「組織のリストに記載されている教育活動遂行組織」を、文言「リストに記載されている国家機関」に置き換える；

c) 第4項第1段落を以下の文言とする：

「4. リストに記載されている国家機関は、ロシア連邦政府が額を定める料金を得たうえで、外国語としてのロシア語、ロシア史、ロシア連邦の法令基盤に関する試験を実施する。外国語としてのロシア語、ロシア史、ロシア連邦の法令基盤に関する試験の組織および実施にあたり、リストに記載されている国家機関が、外国語としてのロシア語、ロシア史、ロシア連邦の法令基盤に関する試験の実施、および（または）本条第1項第1号に記載のある証明書外国市民への交付に係る権利および義務を第三者に譲渡することは、これを禁止する。書類の受付、情報支援の面における試験の組織および実施、ならびに試験実施手続きに対する組織的・技術的支援について、リストに記載されている国家機関は下位の企業もしくは認定事業体を誘致する権利を有する。」；

2) 第15条の2第2項の文言「組織」を、文言「国家機関」に置き換える。

第2条

1. 本連邦法はその公布日より30日が経過した後に発効する。

2. 2002年7月25日付連邦法第115-FZ号「ロシア連邦における外国市民の法的地位について」（本連邦法の文言による）に定めのある、義務的要件を制定するロシア連邦の法規文書に対しては、2020年7月30日付連邦法第247-FZ号「ロシア連邦における義務的要件について」第3条第1項および第11条の規定は適用しない。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年11月9日

第377-FZ号